

Q&A【第1次募集分】

番号	施設種別	質問内容	回答
1	共通	資金計画書「1 建築の形態」の「単独／併設・合築」はどのように判断し、記載すればよいか。	第6期計画において複数に応募し、それらを併設・合築する計画の場合には、「併設・合築」を、それ以外は「単独」を選択してください。 ①単独の場合 「(本体施設)」のみに記入してください。 ②併設・合築の場合 「(本体施設)」には当該応募施設について、「(併設施設)」には本体施設以外について記入してください。 【記入例:特別養護老人ホームと認知症対応型デイサービスを併設】 ア)特別養護老人ホームの資金計画書 本体施設:特別養護老人ホーム 併設施設:認知症対応型デイサービス イ)認知症対応型サービスの資金計画書 本体施設:認知症対応型デイサービス 併設施設:特別養護老人ホーム
2	共通	資金計画書「2 設置に係る総事業費」の「総事業費」とは何を指すのか。	『「総事業費」欄のみ記入』の「総事業費」は、表中の「全体事業費」を指します。
3	共通	第1次募集要項P6「応募にあたっての留意事項(3)関連 ①開設時期について、平成29年度となっているが、昨今の建設業界の需要状況から、前倒しで着工することは可能か。なお、その際、補助金協議も前倒しが可能か。 ②上記①に関連して前倒しが可能な場合について、仮に開設時期以前(平成29年度以前)に竣工した場合、開設時期の変更協議は可能か。	①ア)着工時期の指定はありません。 イ)現段階では補助制度の詳細が確定していません。資金計画の策定に当たっては補助金の不交付も想定し、これに対応できるよう計画して下さい。 ②開設時期は募集要項のとおりとし、前倒しは認めません。
4	共通	第1次募集要項P6「応募にあたっての留意事項(8)関連 選定後に事業計画を変更する場合、選定を取り消す場合があるが、「事業計画の変更」の具体的な内容・項目について教えていただきたい。	選定された場合、応募した事業計画どおりに整備する必要があることから、変更を必要としない計画を策定してください。現段階から事業計画の変更が生じることは想定していません。
5	共通	事業計画書について 施設建設にかかる近隣住民への説明については、応募時点で終了していることが必要か。もしくは、今後開催する予定での応募も可能か。	どちらでも応募可能です。
6	共通	様式5-D 収支見込書 の記載に減価償却費等の記載を明記した方が精査しやすいのでしょうか。また、あくまでも様式項目に則った記載が望ましいのでしょうか。	様式のとおりに記入してください。
7	共通	資金計画書項目1の「建築形態」について 現在建築中の建物の一部を借りることとしているが、この場合「併設・合築」はどのように選択してよいか。また、内容は、(本体施設)の欄に記入することでよいか。	1と同じです。
8	共通	資金計画書項目2の「設置に係る総事業費」について 施設は、賃貸の予定ですが、(1)の事業費内訳はどのように記入するか伺います。「土地取得関係費及び建物建設関係費」に該当する項目には記入できないのですが、「その他の費用」にまとめて記入してよいか。施設側で「スプリンクラー」を設置する予定なので、それに該当する設備費用については、「建物建設関係費」の建築費の部分に記入することでよいか。	①賃貸に係る費用のうち、開設までに係る費用を「その他費用」の欄に記入してください。開設後に発生する費用は記入しないでください。 ②スプリンクラーの設置については、「建築費」に記入してください。
9	共通	事業計画書項目5(整備概要)について 施設は、賃貸契約により借りて行うこととしているが、この項目の記入の仕方を教えていただきたい。整備区分は「賃貸」でよいのか。構造、建築面積、敷地面積は、予定している建物の賃貸契約のとおりとしてよいか。	賃貸の場合には、次の内容を記入してください。 ①整備区分…賃貸 ②構造…建物全体の構造 ③建築面積…当該事業に使用する延床面積 ④敷地面積…(空欄)
10	共通	事業計画書項目6(工期及び開設年月日)について 賃貸予定の建物は、現在建築中のものを借りる予定です。その場合、「開設予定」のみの記入でよいか。	「予定工期」も記入してください。
11	共通	事業計画書項目7(事業費)について 賃貸により事業を行う場合、設備備品費及び賃貸契約に係る費用を記入することでよいか。賃貸借契約の費用の場合、毎月の費用として、月額賃料や共益費が発生しますが、「総額」には賃貸借期間のうちどの期間分の費用を記入すべきでしょうか。また契約時点では一時金もありますが、それらを含めて記入することでよいか。	資金計画書2(1)「全体事業費」の事業費計と一致するように記入してください。
12	A及びB	建物の完成年度は、開設時期の年度内であるよう計画してください。 また、施設について、「盛岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営基準等を定める条例」以外に、施設の構造・設備に関する基準は何かありますか。 同条例第5条の2(1)の設備基準で居室の定員を4人とする場合、具体的な必要条件等ありますか。 従来型施設の設備基準で、食堂と機能訓練室を同一とする場合、「支障がない広さを確保できる」とありますが、両スペースを区切るための家具(可動)やキッチンユニットは、面積算定(3㎡/人)上は除外しなくてもよろしいでしょうか。 同条例の第45条(1)アにおいて、「一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない」とありますが、10人を超える定員は可能でしょうか。	①建物の竣工が開設年度内になるよう計画してください。 ②介護保険法上では、条例以外に「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成12年3月17日付け老企第43号)及び「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」(平成12年3月17日 老発第214号)を参照してください。 ③条例に記載のとおりです。 ④面積を算定する上で、可動式の家具等の分は含めても構いませんが、固定式の家具等の分は除外してください。 ⑤1のユニットの定員は10人以下が原則です。ただし、真にやむを得ない理由がある場合には、10人を超えるユニットが認められる場合があります。そのような計画とする場合には、真にやむを得ないと考える理由を事業計画書の別紙(任意様式)として提出してください。
13	A及びB	様式5-A、5-Bの「入所者の標準月額」について 記載する標準的な金額とは、第4段階(市町村民税世帯課税)の入居者を対象とした金額と理解してよろしいでしょうか。	第4段階の入所者を対象とした金額を記入してください。
14	A及びB	募集A・B・Dと募集E・Fはそれぞれ1法人につき1つの応募とありますが、同一法人が募集A・B・D及び募集E・Fからそれぞれ1つ、同一敷地に計画した場合、応募は可能でしょうか。	そのような応募は可能です。
15	A及びB	デイサービス施設の併設は可能でしょうか。	特別養護老人ホームとデイサービスの併設は可能です。
16	A及びB	ショートステイ施設の併設は可能でしょうか。	特別養護老人ホームとショートステイの併設は可能です。
17	A及びB	認知症高齢者グループホーム施設及び認知症対応型デイサービス施設の併用は可能でしょうか。	①特別養護老人ホームとグループホームの併設は可能です。 ②特別養護老人ホームと認知症対応型サービスの併設は可能です。 ③上記3施設の組み合わせも可能です。
18	D	医師の配置は常勤でなければいけないのでしょうか。協力医療機関契約にて通院、又は訪問診療を選択することは可能でしょうか。医師を雇用する形式をとらなければいけないのでしょうか。	①協力病院を定めることは別に、医師を配置する必要があります。 ②医師の配置に当たっては、常勤・非常勤の規定はありません。また、直接雇用は必須ではありません。
19	E	2ユニットを平屋で建築する場合、事務室は2ユニットでまとめて1か所に問題ないか?それとも1ユニットにつき1か所ずつ(計2か所)設けないといけないか?	管理上、特に支障がないと認められる場合には、事務室の兼用を可能とします。

Q&A【第1次募集分】

番号	施設種別	質問内容	回答
20	F	今回1ユニットを増設申請しますが、隣接土地に建設予定のグループホームに現在の1ユニットを移設し2ユニット分の2階建てを建設してもよろしいか伺います。	既存グループホームの移設に関しては事前に協議が必要となります。移設が必要となる場合は、応募の際に別途相談ください。
21	F	整備区分に新設とありますが、現在2ユニットを運営している事業所は2ユニット又は1ユニットの増設を申請できないのでしょうか。	「増設」とは、現在グループホームを運営している事業者が、そこに新たなユニットを加えることを指します。「新設」とは、増設以外の整備を指します。 現在2ユニットの事業所に2ユニットを増設して4ユニットにすることはできません。 1ユニットを増設して3ユニットにすることは、用地の確保が困難である等の実情が認められる場合に可能です。このことを事業計画書の別紙(任意様式)として提出してください。
22	F	新設又は既存1ユニット施設の増設とありますが、既存のユニット数は1ユニットのみですか？今回の法改正により、3ユニットまでと変更になりましたが、盛岡市の募集では、既存2ユニットの1ユニットプラスは募集対象になりませんか？	21と同じです。